

6月 シートベルト・チャイルドシート 着用強調月間

6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

交通事故の被害防止や軽減を図るため、正しい着用方法を徹底しましょう。

詳しくは、生活安全課 (☎47-7386) へ。

- 運転者は、同乗者全員のシートベルト着用を確認
- 同乗者は、後部座席でも必ずシートベルトを着用
- 6歳未満の子どもには必ずチャイルドシートを着用
- 家庭や学校、職場で、正しい着用方法を話し合う



経営所得安定対策の交付申請を受け付け

市は、農林水産省が行う経営所得安定対策交付金の申請を、次のとおり受け付けています。

販売を目的として、水田で作物を作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受けることができます。

令和元年度の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は、6月28日までに、農林課または上石津・墨俣の各地域事務所の産業建設課で申請してください。

申請方法など詳しくは、農林課 (☎47-8628) へ。

6月2日から8日は危険物安全週間

6月2日から8日までは、危険物安全週間です。今年度の推進標語は「無事故への構え一分の隙も無く」です。火災発生の危険性が高いガソリンや灯油、軽油などの危険物の取り扱いには十分注意しましょう。

詳しくは、大垣消防組合予防課 (☎87-1512) へ。

市総合体育館 第1体育館の利用休止

市は、市総合体育館第1体育館の床修繕工事を行います。工事期間中は同体育館の利用ができなくなります。

ご理解ご協力をお願いします。

* 工事期間 / 7月8日(月)～9月6日(金)

* 問合せ / 社会教育スポーツ課 (☎47-8038) へ

水道に関するお知らせ

◆有効期間を経過する水道メーターを交換

市は、計量法に基づいて、毎年8年の有効期間を経過する水道メーターの交換を行っています。

6月下旬から10月下旬にかけて、市が委託した指定工事業者が、該当するご家庭へ伺って交換作業を行いますので、ご協力をお願いします(費用は不要)。

◆上・下水道の使用開始・中止の申し込みはお早めに

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まり次第、早めに水道課 (☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで) へ連絡してください。

また、使用開始・中止する3日前から1か月前までであれば、インターネットによる申し込みも可能です。市HPの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。

詳しくは、水道課 (☎71-8848) へ。

▶ 申込専用ページ運営 / 大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」



スマートフォン用 携帯電話用

マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ

貯水槽水道の適切な管理と定期的な自主検査を!

マンションやビルなどの高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。

設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。

詳しくは、水道課 (☎47-8693) へ。

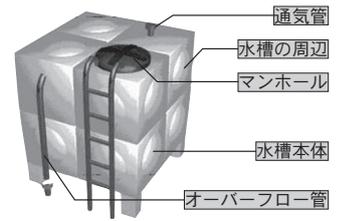
◆管理・自主検査のポイント◆

- ▷ 受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- ▷ 水質状態(色、濁り、におい、味)は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください

◆点検のポイント◆

- ▷ 水槽の周辺はきれいか
- ▷ 水槽に穴や亀裂などがないか
- ▷ 水槽内にサビがないか
- ▷ 通気管やオーバーフロー管に

- 防虫網がついているか
- ▷ マンホールにカギがついているか
- ▷ マンホールが壊れていたり、ガタツキがあったりしないか



審議会を傍聴してみませんか

図書館協議会		担当: 大垣市立図書館 (☎78-2622)
6/21(金)	13:30~15:00	大垣市立図書館3階 会議室
・平成30年度事業報告について ほか		
墨俣一夜城(大垣市墨俣歴史資料館)運営委員会		担当: 墨俣地域教育事務所 (☎62-3900)
6/25(火)	14:00~15:00	墨俣さくら会館2階 研修室
・平成30年度事業報告と入館者状況について ほか		

市民税・県民税 納税通知書を送付

平成31年度市民税・県民税額決定納税通知書を、6月5日(予定)に発送します。内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。

今回送付する納税通知書は、普通徴収(自分で納付する)分と公的年金からの特別徴収(年金からの引き落とし)分です。

なお、給与からの特別徴収(給与からの引き落とし)分については、勤務先へ送付しましたので「平成31年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を勤務先から受け取ってください。

詳しくは、課税課市民税グループ (☎47-8179) へ。



人権について考える 性的少数者与人権

皆さんは性的少数者という言葉をご存じですか。

男性が男性を、女性が女性を好きになるなどの性的指向に対して、偏見や差別があり苦しんでいる人々があります。また、からだの性とところの性に違いがある性同一性障害に悩みながら、周囲に打ち明けられず、苦しんでいる人々があります。

性的指向および性同一性障害に関して、LGBTなどと呼ばれることがあります。一般的に次のことを指しています。

- L: 女性の同性愛者 (Lesbian、レズビアン)
 - G: 男性の同性愛者 (Gay、ゲイ)
 - B: 両性愛者 (Bisexual、バイセクシュアル)
 - T: 性同一性障害 (Transgender、トランスジェンダー)
- 性的少数者の人々は正常と思われず、職場を追われたり、自らの命を絶つ場合さえあります。
- 性的少数者であるという理由で差別したり、排除したりすることなく、違いを認め、それぞれの生き方を尊重することが必要です。
- 詳しくは、人権擁護推進室 (☎47-8576) へ。

